

# ヴィルヘルム・フォン・フンボルト「国家活動の限界を決定するための試論」の研究

馬場 昭夫

## 序

ジョン・スチュアート・ミルが「自由論」において激賞しているヴィルヘルム・フォン・フンボルトは、ゲーテ・シラーと交友のあったプロイセンの学者であり、政治家である<sup>(1)</sup>。フンボルトは、言語の研究で著名であるが、徹底したヒューマニズムの心情を持って、哲学、教育学、国家論、法学について研究し、断片的な論文を残した。また、ベルリン大学の創設者として有名である。

フンボルトは1792年に「国家活動の限界を決定するための試論」を書いたが、出版することができず、死後1851年に出版された<sup>(2)</sup>。

「Ideen zu einem Versuch, die Grenzen der Wirksamkeit des Staats zu bestimmen」(「国家活動の限界を決定するための試論」)は、一部分が日本語に翻訳されている<sup>(3)</sup>。

本稿では、ミル「自由論」に引用されている部分について、原文、英文、日本語を比較対照し、また、刑法についての章を抄訳する。

「試論」の章は以下である。

### I Einleitung 序

### II Betrachtung des einzelnen Menschen und der höchsten Endzwecke des Daseins desselben

個々人とそれぞれの存在の最高の最終目的の考察

### III Sorgfalt des Staats für das positive, insbesondere physische Wohl der Bürger.

市民の実際の、特に身体面の福祉に対する国家の配慮

### IV Sorgfalt des Staats für das negative Wohl der Bürger, für ihre Sicherheit.

市民の防衛の福祉、すなわち彼らの安全に対する国家の配慮

### V Sorgfalt des Staats für die Sicherheit gegen auswärtige Feinde.

よその土地からの敵に対する安全に対する国家の配慮

### VI Sorgfalt des Staats für die Sicherheit des Bürger untereinander.

市民相互の安全に対する国家の配慮

### VII Religion

宗教

VIII Sittenverbesserung

道徳改善

IX Nähere, positive Bestimmung der Sorgfalt des Staats für die Sicherheit.

Entwicklung des Begriffs der Sicherheit.

安全に対する国家の配慮の詳しい, 実際の規定 安全の概念の展開

X Sorgfalt des Staats für die Sicherheit durch Bestimmung solcher Handlungen der Bürger, welche sich unmittelbar und geradezu nur auf den Handlenden selbst beziehen (Polizeigesetze)

直接に, まさしく, 振る舞い自体だけに關係する市民の行為の規定による安全に対する国家の配慮 (警察法規)

XI Solgfalt des Staats für die Sicherheit durch Bestimmung solcher Handlungen der Bürger, welche sich unmittelbar und geradezu auf andre beziehen (Zivilgesetze).

直接に, まさしく, 他人に關係する市民の行為の規定による安全に対する国家の配慮 (市民法規 (民法))

XII Solgfalt des Staats für die Sicherheit durch rechtliche Entscheidung der Streitigkeiten der Bürger.

市民の争いの法的な裁断 (裁判) による安全に対する国家の配慮

XIII Solgfalt des Staats für die Sicherheit durch Bestrafung der Übertretungen der Gesetze des Staats (Kriminalgesetze)

国家の法規に対する違反に対する処罰による安全に対する国家の配慮 (刑事法規 (刑法))

XIV Solgfalt des Staats für die Sicherheit durch Bestimmung des Verhältnisses derjenigen Personen, welche nicht im Besitz der natürlichen oder gehörig gereiften menschlichen kräfte sind (Unmündige und des Verstandes Beraubte).

自然の, あるいはふさわしく成熟した人間の力を所有していない人の關係の規定による安全に対する国家の配慮 (未成年者と精神障害者)

XV Verhältnis der zur Erhaltung des Staatsgebäudes überhaupt notwendigen Mittel zur vorgetragenen Theorie. Schluß der theoretischen Entwicklung.

国家構造一般の維持に必要な手段の, これまで述べてきた理論に対する關係理論的展開の結論

Trennung des Verhältnisses der Bürger zum Staat und der Verhältnisses derselben untereinander.

市民の国家に対する關係と市民相互の關係の分離

## XVI Anwendung der vorgetragenen Theorie auf die Wirklichkeit.

これまで述べてきた理論の現実への適用

### 1. 第二章冒頭の文章について

J. S. ミル「自由論」は出版後140年近くになるが、その重要性は日ごとに増している<sup>(4)</sup>。

「自由論」においてミルが言わんとしたことは、自由の尊重、個性の尊重こそが、人々の幸福と国家、社会の不断の発展のための最も重要な要素であるということである。

ミルは、この論を展開するにあたって、最も多く、フンボルトによっている。

1792年 フンボルト「国家活動の限界についての試論」執筆

1851年 フンボルトの死(1835)後、前著出版

1854年 前著の英訳が「The Sphere and Duties of Government」の題で出版された<sup>(5)</sup>。

同 年 ミル「自由論」(On Liberty)執筆開始

1859年 ミル「自由論」出版

「自由論」において、ミルは、6ヶ所において、フンボルトの著書を引用、あるいはフンボルトの考えを紹介し、自己も全く同じ意見であることを述べている<sup>(6)</sup>。

第三章 幸福の諸要素の一つとしての個性について (Of Individuality as One of the Elements of Well-Being) の中で、次の文章に出会う。「学者として、また政治家としてあれほど著名な人物であったヴィルヘルム・フォン・フンボルトが、或る論文の主題とした、次のような学説の意味を理解しうるといだけの人々ですら、ドイツ以外にはこれを求めることが困難である。——曰く、「人間の目的、すなわち、永遠または不変なる理性の命令の指示したものであって曖昧なまた移ろいやすい欲望の示唆したものではないところの、真正なる目的は、人間の諸能力を最高度にまた最も調和的に発展せしめて、完全にして矛盾なき一つの全体たらしめることである。」<sup>(7)</sup>

フンボルトの著書から引用されている部分について、原文で対照してみる<sup>(8)</sup>。

1792年執筆、1851年出版「Ideen zu einem Versuch, die Grenzen der Wirksamkeit des Staats zu bestimmen」第二章冒頭

Der wahre Zweck des Menschen —nicht der, welchen die wechselnde Neigung, sondern welchen die ewig unveränderliche Vernunft ihm vorschreibt —ist die höchste und proportionierlichste Bildung seiner kräfte zu einem Ganzen.

1854年出版「The Sphere and Duties of Government」

the end of man, or that which is prescribed by the eternal or immutable dictates of reason, and not suggested by vague and transient desires, is the highest and most harmonious development of his powers to a complete and consistent whole.

1859年「On Liberty」

「The Sphere and Duties of Government」から英文で引用

1971年「自由論」(岩波文庫)の日本語訳—「On Liberty」からの、従って、「The Sphere and Duties of Government」からの訳。対照の便のために、もう一度記す。

人間の目的、すなわち、永遠または不変なる理性の命令の指示したものであって曖昧なまた移ろいやすい欲望の示唆したものではないところの、真正なる目的は、人間の諸能力を最高度にまた最も調和的に発展せしめて、完全にして矛盾なき一つの全体たらしめることにある。

1989年「W.v.フンボルト 人間形成と言語 C.メンツェ編 K.ルーメル, 小笠原道雄, 江島正子訳 (以文社)」I 市民福祉に関する国家の関与はどこまで及ぶか  
ドイツ語原文からの日本語訳である。

人間の真の目的は、— それは変わりやすい傾向ではなく、いつまでも不変な理性によって示される — 人間のもつ諸力を最高にしかも最も調和のとれた、一つの全体に形成することである。

日本人にとって、フンボルトの名は、旧東ドイツにおけるフンボルト大学(ベルリン大学)の名で知られているが、その実像、業績については、必ずしも一般化していない。フンボルト財団は、弟のアレキサンダー・フォン・フンボルト(自然科学者)を記念したものである。兄、ヴィルヘルム・フォン・フンボルトは言語学者、ベルリン大学の創設者、外交官、ゲーテ・シラーとの交友など断片的に知られるが、J.S.ミルが心血をそそいだ名著「自由論」において激賞されているフンボルトについてたどることも重要である。それが著書としては、「国家活動の限界を決定するための試論」である。

ドイツにおける自由主義、ヒューマンイズムの代表者であるフンボルトが日本で一般的に知られない理由、あるいは実像に迫りにくい理由は二点あると思われる。一つはフンボルトが体系的な著作を書くことが得意ではなかったことである。他の一つは、プロイセンの保守主義、死後においても、ビスマルク治下のドイツ、ナチス支配下のドイツなどで冷遇されてきた。故意の歪曲もなされた<sup>(9)</sup>。

プロイセン、ビスマルク治下ドイツ(ドイツ帝国)、ナチス治下のドイツを模範として国作りをおこない、又、同盟関係の時期もあった日本において、フンボルトの実像が知られなかったことは、歴史的いきさつとしては理解できるといえようか<sup>(10)</sup>。

J.S.ミル及び「自由論」などを手がかりとして、真実の姿に迫り、「試論」を訳出する手がかりとしたい。

## 2. 第十三章 刑法 (抄訳)

市民の安全に配慮する最後の、そして最も重要な手段は、国家の法規の違反に対する処罰である。私はそれだからなお、この対象に対しても、これまで展開した原則を適用しなければならない。ここで生ずる第一の問題は次のことである。どの行為に国家は刑罰を科せることができるか、即ち犯罪とすることができるかである。答は前述に従えば簡単である。国家は市民の安全だけを最終目的として追求すべきであるならば、国家はこの最終目標にむかって走るために必要な行為以外は行なってはならない。

処罰の対象から、私は刑罰それ自体に目を向ける。非常に広い限界の中で、刑罰の量を定めるために、いかなる程度を越えてはいけなさを定めるために、私はただ一般的な、全く各部分と無関係な理性において考えるということは不可能である。

刑罰は犯罪者をとびのかせる害悪でなければならない。しかし、程度は身体的な感覚や道義的な感情の差異のように、地域と時間の差異によって、限りなく異なり変化する。また、犯罪人その人を越えて、子供や親族にまで拡大して科せられる刑罰は絶対に許容できない。

犯罪と刑罰との間の均衡が要請される。この均衡は、絶対的に、一般的に規定するのではなく、それぞれの犯罪に均衡の観点から、あらかじめ記述されるべきである。そしてその際、同じ程度ごとに段階をつけるべきである。

こうして犯罪と刑罰が法規に規定されたならば、次にこの与えられた刑法典は個々の犯罪に適用されなければならない。この適用の際には、法の原則自体からして次のことが言われる。即ち、刑罰は犯罪者が、それによって行為をなしたところの故意又は責任の程度に従ってのみ犯罪者に科され得るということである。

捜査中の犯罪者に対する手続きは、その定められた規定を法の一般的な原則とこれまで述べてきたこととの双方において見出す。裁判官は真実を追求するために全ての適法な手段を用いなければならないのであって法の制限の外にある手段は許されるべきではない。

新しい立法においては、国家は、犯罪が行われる前に、犯罪を防止するために、どこまでそのことをすることが許されるか、あるいはすることが義務であるかが問題である。直接の実行行為を妨げる以外は、許されない。

最後に私は次のことを指摘しなければならない。全ての刑事立法、それが刑罰を規定したものであっても、手続きを規定したものであっても、全ての市民に区別なく全て公表されなければならないということである。

私は今や、これまでに述べてきた理性にもとづく考えから、次のような、全ての刑法に一般的にあてはまる最高の原則をひきだすのである。

1. 安全の維持にとって最もすぐれた手段の一つは、国家の法規に対する違反者の処罰である。国家は市民の権利を害する行為に刑罰を科せることができる。そして、国家はこの観点だけから、人が法規を犯すであろうところで法規を作るのである。

2. 最も苛酷な刑罰は、個々人の時と場所との関係に応じて、可能な限りおだやかにし、それ以外はあってはならない。そして、他の全ての刑罰は、まさに、刑罰が加えられる犯罪は、犯罪者における、他人の権利の無視ということが前提となる関係において規定されねばならない。

それで、従って、最も苛酷な刑罰は、国家自体の最も重要な法を犯した者に適用し、よりゆるめられたきびしい刑は、個々の市民の同じように重要な権利を害した者に適用し、もっとゆるめられた刑は、単に法規に違反した者に、単に害することを防ぐという意図で科せられねばならない。

3. 個々の刑罰法規は故意に、あるいは有責になされた犯罪に適用される。そして、他人の権利を無視することが証明された、その程度に応じてのみ適用される。

4. 為された犯罪の捜査において、国家は最終目的にふさわしい手段を適用することは許される。しかし、単に疑わしい市民を犯罪者として扱ったり、犯罪者においてもまた尊重しなければならない人と市民の権利を侵害してはならない。また、国家が非道徳的な行為を行なってはならないのである。

5. 犯罪の防止に役立たない独特の行事は、直接の実行行為を妨げる以外は、国が行うことは許されない。その他の全てのことがら、即ち、犯罪の原因を邪魔する可能性がある、あるいは、それ自身無害だが、犯罪に導きやすい行為を防止しようとする、そのようなこと全ては国家の活動の限界の外にあるのである<sup>(1)</sup>。

## 注

- (1) フンボルトの経歴については、W. v. フンボルト「人間形成と言語」(以文社)  
亀山健吉「フンボルト」(中公新書・中央公論社)  
西村貞二「フンボルト」(清水書院)

(2) 出版は1852年との説もある。(John Stuart Mill, On Liberty (PENGUIN CLASSICS) P. 121)

(3) 第二章、第三章前半について、「W.v.フンボルト 人間形成と言語」I. 市民福祉に関する

る国家の関与はどこまで及ぶかが日本語訳である。

- (4) 初宿正典, 高橋正俊, 米沢広一, 棟居快行「いちばんやさしい憲法入門」(有斐閣1996) 83頁  
表現の自由について扱った章の関連文献として取り上げられ, 「表現の自由をはじめとする自由一般についての, 文字どおりの古典であり, しかもそう古臭くありません。」とする。
- (5) なお, 近年の英訳としては, 「The Limits of State Action」(edited by J.W.Burrow, Liberty Fund, 1993) がある。
- (6) 岩波文庫「自由論」(塩尻公明, 木村健康訳) 扉, 116頁, 147頁, 206頁, 208頁, 215頁
- (7) 岩波文庫「自由論」116頁
- (8) 岩波文庫「自由論」訳注 第三章(2)(256頁)において「訳者木村健康は, 念のためフンボルトの『イデー』を再通読してみたが, この訳書に英訳されているような表現は原文に存在しない。」とするが, 納得できない。
- (9) 馬場昭夫 John Stuart Mill “On Liberty” のドイツ語訳について (暁星論叢第39号)
- (10) フンボルトを長年研究してこられた西村貞二東北大学名誉教授は, フンボルトを研究するきっかけは, 哲学者三木清に「フンボルトを訳してみないか」といわれたことからであるという。1941年(昭和16年)初夏の頃であるという。西村貞二「フンボルト」(清水書院)まえがきに記されている。また, 当時のいきさつを直接おうかがいすることができた。謝意を表したい。三木清は1945年(昭和20年)9月, 日本が敗戦した後に獄死した。
- (11) ドイツにおける刑法の変遷については 馬場昭夫「刑法学入門」(慶友社1996) 参照